

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の額 (注2)	日 署名地 (勅令封) (注3)	署 名 者	告 示 番 号 (注4)
サントメ・プリンシペ	食糧援助に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	260,000千円 -----	2018.5.18 サントメ で (同日)	日本側 佐藤正明在サントメ・プリンシペ大使 側 サントメ・プリンシペ側 エルビノ・ボセーリョ外 務・共同体大臣	2018.6.1 199号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。